



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ デ ィ ッ ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 子 雄 二  
( コード番号 6143 東証第一部 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 前 島 裕 史  
( TEL : 045 - 942 - 3111 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 39 回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 現状の事業内容を明確化するため、当社定款第 2 条の規定を変更するものであります。

(2) 2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、当社定款第 30 条および第 41 条の規定を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

(変更部分に        を付しております)

現行定款	変更案
〔第 1 章〕総則	〔第 1 章〕総則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする	第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする
1. 電気加工用機器の開発製造ならびに販売	1. <u>各種機械およびその関連機器、装置、部品、</u>
2. 電気機器および自動制御装置の開発製造ならびに販売	<u>材料、消耗品、ソフトウェア等の開発、製造、販売および保守</u>
3. ファインセラミックスおよび超耐熱合金ならびにプラスチック系・金属系複合材料などの合成、応用に関する研究および開発製造ならびに販売	2. <u>電気機器、制御装置、電動機（モーター）およびこれらの関連機器の開発、製造、販売および保守</u>
4. 工作機械および合成樹脂加工機械の開発製造ならびに販売	3. <u>セラミックスおよびその応用製品の開発、製造および販売</u>
5. マグネシウム合金対応射出成形機および関連機器の開発製造ならびに販売	4. <u>金型および治工具ならびに成形加工品の開発、製造および販売</u>
6. コンピュータによる金型の自動設計・自動生産システムの開発製造ならびに販売	5. <u>LEDを含む半導体関連製品の開発、製造、販売および保守</u>
7. 分析機器および計測機器の開発製造ならびに販売	6. <u>コンピュータソフトウェアの開発ならびに販売</u>
8. 通信機器の開発製造ならびに販売	7. <u>自然エネルギー等による発電事業ならびに電気の供給および販売</u>
	8. <u>古物営業法による古物商</u>

<p>9 . 放電加工機用および工作機械用の部品および消耗材料の開発製造ならびに販売</p> <p>1 0 . 非鉄金属および焼結金属の研究および製造ならびに販売</p> <p>1 1 . 金属の伸線、精密線、メッキ線および異形線の開発製造ならびに販売</p> <p>1 2 . 食料品加工機械および関連機器の開発製造ならびに販売</p> <p>1 3 . 金型および治工具ならびに合成樹脂成形加工の開発製造ならびに販売</p> <p>1 4 . 電動機（モーター）および関連機器の開発製造ならびに販売</p> <p>1 5 . コンピュータソフトウェアの開発ならびに販売</p> <p>1 6 . LED（発光ダイオード）応用製品の開発製造ならびに販売</p> <p>1 7 . 古物営業法による古物商</p> <p>1 8 . 前各号の製品のリース業務および金融業務</p> <p>1 9 . 工業所有権の管理ならびに販売</p> <p>2 0 . 工作機械の据付、修理および保守ならびに操作指導</p> <p>2 1 . 不動産の賃貸および管理業</p> <p>2 2 . 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携およびその仲介ならびに営業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する斡旋およびその仲介</p> <p>2 3 . 製版、印刷および製本ならびに出版物の販売</p> <p>2 4 . 動産、自動車および電話加入権のリースおよびレンタルならびにその仲介</p> <p>2 5 . 労働者派遣事業法による労働者派遣事業</p> <p>2 6 . インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業</p> <p>2 7 . 食料品の製造および輸出入ならびに販売</p> <p>2 8 . 飲食店業</p> <p>2 9 . スポーツ施設、スポーツクラブおよびスポーツ教室の経営</p> <p>3 0 . スポーツ用品、スポーツ器具、健康器具および医薬部外品の販売</p> <p>3 1 . 前各号に関するコンサルティング</p> <p>3 2 . 前各号に付帯する事業および関連する一切の業務</p>	<p>9 . 機械およびその他各種動産のリース業</p> <p><u>1 0 . 金融業</u></p> <p><u>1 1 . 工業所有権の管理および販売</u></p> <p><u>1 2 . 不動産の賃貸および管理業</u></p> <p><u>1 3 . 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携およびその仲介ならびに営業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する斡旋およびその仲介</u></p> <p><u>1 4 . 製版、印刷および製本ならびに出版物の販売</u></p> <p><u>1 5 . 労働者派遣事業法による労働者派遣事業</u></p> <p><u>1 6 . 食料品の製造、輸出入および販売</u></p> <p><u>1 7 . 飲食店業</u></p> <p><u>1 8 . スポーツ施設、スポーツクラブおよびスポーツ教室の経営</u></p> <p><u>1 9 . スポーツ用品、スポーツ器具、健康器具および医薬部外品の販売</u></p> <p><u>2 0 . 機械器具設置工事業およびとび・土木工事業</u></p> <p><u>2 1 . 前各号に関するコンサルティング</u></p> <p><u>2 2 . 前各号に付帯する事業および関連する一切の業務</u></p>
---	---

<p>〔第4章〕取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 ①当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>〔第4章〕取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 ①当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
<p>〔第5章〕監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 ①当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>〔第5章〕監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 ①当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>

### 3. 日程

株主総会開催日 平成27年6月26日（金曜日）  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日（金曜日）

以上